

現代カトリシズムと自然法論——最近の動向

岩本潤一（カトリック中央協議会）

2009年6月、教皇庁国際神学委員会は報告書『普遍的倫理の探求——自然法の新たな展望』（邦訳、カトリック中央協議会、2012年）を発表した。カトリシズムにとって自然法は今なお重要な位置づけを有する。たとえば現代の生命倫理におけるヒト胚の尊厳といった問題について、直接に聖書から結論を導くことができないのであり、こうした問題について扱う際にカトリック教会が依拠するのは、アリストテレス—トマス的な自然道徳律（*natural moral law*）と自然科学のデータである。自然道徳律は自然科学とともにある程度の合理的・普遍的な性格をもつとはいえ、そのことは現代において必ずしも自明ではない。したがって、人格の尊厳の基盤としての「自然法」の普遍性をいかにすれば説得的に提示できるかがますます問われているのである。

最近の教皇では、ヨハネ・パウロ 2 世（在位 1978—2005 年）がいわば比較的素朴な形で自然法の普遍性・不変性に依拠しようとしたのに対して、後継者のベネディクト 16 世（在位 2005—2013 年）は、現代において自然法が必ずしも万人に受け入れられるものでないことを正直に自覚していたことが注目される。

本報告では、以上の背景を踏まえた上で（一）、現代カトリシズムが自然法を用いて取り組もうとしている諸問題のうち、特にアクチュアルなもの 2 つ（生命の始期の問題、同性婚の問題）を取り上げ、現代カトリシズムの自然法論の実践を考察する（二）。次いで、前述した『普遍的倫理の探求——自然法の新たな展望』で「新たに」示されたとされる自然法のあり方を概観し、今後の課題を考えてみたい（三）。

目次

- 一 問題の所在——なぜ自然法か
 - a 現代カトリシズムと自然法
 - b ベネディクト 16 世における自然法論への取り組み
- 二 カトリック教会の自然法論の諸課題——生命の始期と、同性婚
 - a 生命の始期の問題
 - b 同性婚の問題
- 三 『普遍的倫理の探求——自然法の新たな展望』の新規性と今後の課題